

## ②子どもたちが楽しく過ごせるプログラムの実施

市民アンケートでは、放課後子ども教室と学童保育の今後の利用希望として、「子どもたちが楽しく過ごせれば、どちらでもよい」という回答が半数ありました。これは、子どもたちには放課後楽しい時間を過ごしてほしいという保護者の気持ちを表しているものと考えられます。放課後、保護者のいない環境でも楽しく過ごすことのできるプログラムの用意が求められているとも言えます。

また、「楽しく過ごす」の意味には、下校時を含めて、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる環境を整えることが前提としてあり、ハード面の整備だけでなく、指導員の確保や見守りなどでの地域の協力を一層進めていくことが求められます。

## ③放課後子ども教室と学童保育が連携できるようなプログラムの検討

前述のとおり、現状、多摩・島しょ地域では、約7割の団体が放課後子ども教室と学童保育が連携した事業を実施していませんが、そのうち約4割の団体が、今後連携した事業の実施を検討しています。また、市民アンケートでは、連携・一体化に「賛成である」と半数以上が答えており、市民のニーズは一定程度あると考えられます。このような結果から、今後は、放課後子ども教室と学童保育とが連携した事業も求められてくるものと思われます。

その場合、放課後子ども教室と学童保育が連携できるようなプログラムを検討していくことになりますが、すでに連携した事業を行っている団体では、「連携できるような事業内容の作成」が課題として多く挙げられており、連携した事業を行う大変さがうかがえます。

放課後対策事業の総合的な調整を担うコーディネーターを中心に、関係部署、指導員などのさまざまな主体間が情報交換し、アイデアを集結することで、連携した事業のプログラムを考えることが可能になるのではないのでしょうか。

## 6. おわりに ー放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を考えるー

今回の調査では、市町村の総合的な放課後対策を考えるうえで、放課後子ども教室と学童保育を中心に、多摩・島しょ地域の市町村の現状や市民の意識を確認してきましたが、これまで述べてきたように、放課後子ども教室と学童保育は、それぞれの目的・役割が異なり、その目的に沿った制度となっています。

放課後子ども教室は比較的新しい取り組みですが、既に多くの自治体で行われているもので、今や放課後対策の一事業として当たり前のものとなっています。また、学童保育についても、児童福祉を維持・向上する観点から従来市町村が担ってきたものです。

一昔前は、児童館や図書館などを除き、放課後の子どもたちの居場所を市町村が自ら提供することはありませんでした。しかし、核家族化による放課後の子どもの孤立、共働き世帯の増加、子育てと仕事の両立の支援、子どもを巻き込む犯罪などの増加など、さまざまな社会的変化に伴い、市町村の役割も変化し、子どもたちの放課後を地域で支える仕組みを構築する役割を担うようになりました。

このように、市町村が放課後対策の役割を多く担うようになった状況で、総合的な放課後対策を考えたときに、放課後子ども教室と学童保育での合同プログラムの実施や、学童保育利用児童の放課後子ども教室への参加を促進することは、子どもの遊びの幅や人的交流を増やすことにつながり、結果的に子どもたちがさらに楽しく過ごせることにつながるかもしれません。特に、放課後子ども教室と学童保育を同じ場所や敷地内で実施している場合は、移動なども比較的可能に行うことができるため、両者が連携した事業実施のハードルを下げることも可能ではないのでしょうか。

一方、学童保育を利用する子どもの中には、放課後ゆっくりしたい、家庭にいるようにリラックスしたいと思う子どももいることを考え

ると、家庭的な場を確保しておくことも必要です。

放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を前提として、真に子どもたちのためになる放課後対策を考えたとき、両者はそれぞれ別の目的で始まった事業であり、その役割も異なることをしっかり認識しなければなりません。一体化に関してもその是非が問われているところです。

まずは、子どもたちに何が必要なのかを考え、連携をする場合は、放課後子ども教室と学童保育それぞれの事業が、それぞれの目的・役割を果たしながら、必要に応じて互いに補完していくことが理想的な形ではないでしょうか。

### 調査を終えて

筆者が仕事を持った子育て中の友人たちと話をする中で、「子どもが学童保育の待機児童になってしまい仕事との両立に困っている」、「学童保育がつまらないと言って行かなくなった」、「仕事から学童保育のお迎えが間に合わない」、「本当はもっと子どもと一緒にいて遊んであげたい」など、さまざまな意見を聞くことがあります。

子どもたちが何を求めているのか、保護者が何を必要としているのか、そのニーズはさまざまであることが本調査でもうかがえましたが、いずれにしても、これからの時代を担う子どもたちの健全な成長のために、放課後対策に関する取り組みは必要不可欠なものであると考えます。

今回の調査が、今後の放課後対策を検討する際の参考となれば幸いです。

- i 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、平成25年11月1日を基準日として、(1)市町村が実施する放課後対策への取組状況(放課後子ども教室、学童保育、児童館の実施・設置状況など)、(2)放課後子どもプランの実施状況(事業計画の策定状況、放課後子ども教室と学童保育とが連携した事業の有無・課題など)、(3)今後の放課後対策事業について、アンケート調査を行いました。
- ii 多摩・島しょ地域在住で、夫婦共働き又はひとり親で働いている家庭(労働形態は、いずれもフルタイム・パートタイムは問わない)を対象に、(1)学童保育に対する意識、(2)放課後子ども教室に対する意識、(3)放課後子ども教室と学童保育の連携に対する意識について、アンケート調査を行いました。
- iii 「子ども・子育て白書 平成24年版」(平成24年9月 内閣府)より引用
- iv 子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)」の3つを合わせたものをいいます。
- v 東京都福祉保健局「学童クラブ実施状況(平成25年5月1日現在)」